

緑化基準の手引

あきる野市

緑化基準について

あきる野市では、緑の保全と緑化を推進し、水と緑に恵まれた自然環境を将来に引き継いでいくために、「あきる野市ふるさとの緑地保全条例（平成7年9月1日施行）」に基づき効果的な緑化を推進しています。

1 用語について

この手引で使用する用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 「緑地」とは、樹木などで覆われている土地、植栽された樹木などと一体となっている池及び花壇その他の地被植物が植栽された土地をいいます。

ただし、もっぱら運動競技などの目的に利用される芝地などは除きます。

緑地は、透水面とするのが基本ですが、人や自動車の通行する場所に植栽したり、現に植栽されている高木を保存する場合には、コンクリート等の舗装又は工作物等が設置されている部分も樹冠で覆われる部分は、緑地として取り扱うことができます。

- (2) 「接道部」とは、敷地のうち道路（公道、私道の別を問わず通常、一般の通行の用に供される道を含む。）に接する部分をいいます。

- (3) 「接道部長さ」とは、接道部の延長をいいます。ただし、前面道路から3m以上低い位置にある接道部は、接道部長さから除くことができます。

- (4) 「接道空地幅」とは、道路から建築物の外壁等までの距離をいいます。

- (5) 「接道部緑化率」とは、接道部長さのうち緑化されている接道部長さの占める割合をいいます。

緑化されている接道部長さは、後出「8植栽の標準」に従って植栽されている接道部の長さをいいます。

- (6) 「高木」とは、通常の成木の樹高が3メートル以上の樹木（植栽時に2メートル以上であること。）をいいます。

- (7) 「中木」とは、通常の成木の樹高が2メートル以上3メートル未満の樹木（植栽時に1.2メートル以上であること。）をいいます。

- (8) 「低木」とは、高木及び中木以外の樹木（植栽時に0.3メートル以上であること。）をいいます。

- (9) 「地被植物」とは、アイビー類、シダ類、フッキソウ等をいいます。

- (10) 「樹冠」とは、樹木の枝葉の広がりを含みます。

「樹冠投影面積」とは、樹冠を地表に、真上から投影した面積をいいます。

- (11) 「建ぺい率」とは、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内の敷地については建築基準法第53条の規定により定められるその敷地に係る建築面積の敷地面積に対する割合（緩和規定による割合も含みます。）をいい、その他の区域内の敷地については、10分の7とします。

2 緑化計画書を提出する対象施設

あきる野市に緑化計画書を提出する対象施設は、500㎡以上の面積の敷地で、建築物、工作物、駐車場等の設置、建替又は増設等を行うものです。なお、敷地面積が1,000㎡以上で、東京都の緑化指導の対象となる場合は、東京都へ提出した「緑化計画書」の写しを提出いただいても可とします。

3 緑化計画書の提出等

(1) 緑化計画書の提出

対象施設の設置者又は管理者は、当該施設の設置等に着手する前（建築確認〔建築基準法第6条〕を受ける場合は、建築確認申請の前）に、「緑化計画書（様式1）」を正・副各1部提出してください。

(2) 緑化計画書の作成要領

緑化計画書（様式1）には、次表の図書を添付してください。

図 書 名	記 載 内 容
案 内 図	当該地の位置を明示し、所在地を住居表示で記入したもの
緑化計画平面図	緑地の位置、区域、面積、延長、樹種等を記入したもの

(注) 図書は、A4サイズに折って、左端を止めてください。

原則この様式1を利用してください。

ただし、東京都に提出した「緑化計画書」の写しを提出いただく場合は、この様式を表紙とするか、あて先部分を「東京都知事」から「あきる野市長」に見え消しで修正してください。

(3) 緑化計画の確認

緑化計画の内容を確認した後に、確認印を押して「緑化計画書（副）」を交付します。

(4) 緑化計画の変更

緑化計画書を提出した後に、緑化計画を変更しようとするときは、あらかじめ担当と相談の上、緑化計画の変更の手続きをとってください。

ただし、変更の内容が軽微なものについては、手続きを省略することもあります。

4 緑化完了書の提出

緑化計画書を提出した施設の緑化が完了したときは、直ちに「緑化完了書（様式2）」を正・副各1部提出してください。

5 緑化の標準

緑化は接道部に重点を置いて行ってください。

接道部は、開放感のある緑化を行うものとし、現に設置されている塀、フェンス等は、極力生垣等に代えてください。

緑化は、次により行ってください。

(1) 接道部の緑化

接道部は、接道部長さに下表の接道部緑化率を乗じて得た長さ以上の緑化をしてください。

〔接道部緑化長さ \geq 接道部長さ \times 接道部緑化率〕

ただし、敷地の形状その他の特別な理由により、接道部の緑化が困難な場合、又は接道部長さが著しく短い場合は、敷地内で後出「(2)」によって算出される面積の緑化をしてください。

また、現に植栽されている高木を保存する場合は、接道部緑化を減ずることもあります。

なお、塀やフェンスを接道部に設ける場合は、後出「6 (3) (オ) 植栽の標準」に従って、セットバックして設け、道路側を緑化してください。

接道部緑化率

敷地面積 施設	500m ² 以上	1,000m ² 以上	3,000m ² 以上	10,000m ² 以上	30,000m ² 以上
	1,000m ² 未満	3,000m ² 未満	10,000m ² 未満	30,000m ² 未満	
1 工場・店舗事務所	3/10	5/10	6/10	7/10	
2 学校・庁舎	6/10	7/10			8/10
3 住宅	6/10		7/10		
4 屋外運動競技施設	7/10			8/10	
5 上記以外の施設	3/10	6/10		7/10	

(2) 緑地面積の確保

施設にあつては、前出「(1) 接道部の緑化」を行った上、次表に掲げる敷地の規模に応じた緑化基準に従い、緑化をしてください。

敷地の規模	緑化基準
500m ² 未満の敷地（国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、250m ² 未満）	極力緑化に努めること。
500m ² 以上1,000m ² 未満の敷地	敷地面積の3%以上の面積の緑化を行うこと。

<p>1, 000 m²以上5, 000 m²未満の敷地 (国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、250 m²以上1, 000 m²未満)</p>	<p>次に掲げる式により算出される面積のうち、小さい方の面積の緑化を行うこと。 1 (敷地面積－建築面積) × 0.2 2 {敷地面積－(敷地面積×建ぺい率×0.8)} × 0.2</p>
<p>5, 000 m²以上の敷地 (国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、1, 000 m²以上)</p>	<p>次に掲げる式により算出される面積のうち、小さい方の面積の緑化を行うこと。 1 (敷地面積－建築面積) × 0.25 2 {敷地面積－(敷地面積×建ぺい率×0.8)} × 0.25</p>

6 植栽の標準

植栽は、連続性と量感のある緑を確保することを主眼に、敷地の利用方法、植栽基盤、植栽する樹木の種類や形状寸法などを考慮し計画してください。

(1) 接道部植栽の標準パターン

接道空地幅、建築物用途等の条件を勘案し、重量感のある配植をする。

- ① 高木を中心に低木を配した量感のある植栽パターン
- ② 建築物等の関係で、接道空地幅がとれない場合の形状の小さい高木(中木)と低木による植栽パターン
- ③ ②より空地幅の狭い場合や、建築物等の用途によっては低木のみ植栽パターン

(2) 生垣を主とする接道部

生垣は、樹冠が重なる(約30cm間隔)ように植栽し、これに緑量を高める高木を植栽する。

(3) 形状又は利用が特異な接道部

前出(1)及び(2)の植栽を基本として、次によってください。

- (ア) 敷地と道路とに高低差がある接道部
極力、法とし、法面に植栽する。又は擁壁の前面に植栽する。
- (イ) 人、自動車等が通行するもの
樹冠の連なるように高木を植栽し、高木の根元には、低木又は地被植物を植栽する。
- (ウ) 空堀(ドライエリア)等のあるもの
壁面が隠れるように、その前面に植栽する。
- (エ) 土塁を設けるもの
土塁は、低木又は地被植物で覆う。
- (オ) フェンス等を設ける必要があるもの
フェンス等の前面に生垣等を植栽する。
- (カ) 駐車場のあるもの

生垣又は高木を植栽する。

(キ) ごみ置場等のあるもの

出入口を除き、周囲に生垣又は高木を植栽する。

(4) 接道部以外の植栽

10平方メートル当たり、通常の成木の樹高が3メートル以上の樹木（植栽時に2メートル以上であること。）1本、通常の成木の樹高が2メートル以上の樹木（植栽時に1.2メートル以上であること。）2本及びそれ以外の樹木（植栽時に0.3メートル以上であること。）3本の割合を基準として植栽するものとする。ただし、緑化する敷地の形状等によりこの割合による植栽等を行うことに支障があると認められる場合は、この限りでない。

7 緑地の配置基準

緑地は、接道部に設けることを基本とし、8の基準に従って確保してください。

なお、緑地が道路に直接、接しないものであっても、接道部の範囲があつて道路からの見通しが、塀、フェンス等で妨げられないものは、接道部の緑化として取り扱います。

8 接道部緑化長さ及び緑地面積の算定

(1) 接道部緑化長さ

接道部緑化長さは、植栽の標準に従って植栽される接道部の土地の長さです。次によって算定してください。

(ア) 緑地帯及び生垣は、その長さです。ただし、高木の樹冠が緑地帯をはみ出るときは、その長さを含めることができます。

(イ) 樹冠径は、高木については、2mとして計算することができます。ただし、樹高が3mを超える高木については、その高さの7割（将来の育成において無せん定とするものは8割）を樹冠径とすることができます。

(2) 緑地面積

緑地面積は、植栽する土地の面積及び樹冠で覆われた土地の面積の総計です。次によって算定してください。

(ア) 緑地帯は、区画して植栽する土地の面積です。

ただし、区画した土地からはみでた樹冠の部分を含めることができます。

(イ) 生垣は、その長さに幅を乗じた土地の面積です。

ただし、生垣の幅は、60cmとして算定することができます。

(ウ) 単独木は、樹冠投影面積です。

ただし、高木については、3㎡として算定することができます。

また、高さが3mを超える高木は前出「8（1）（イ）」の例によって算定することができます。

(エ) 上記以外の緑地については、樹冠投影の外縁を結んだ土地、地被植物が植栽される土地及び樹木と一体をなす池の面積などによります。

あきる野市長 殿

住所
 事業者 電話
 氏名

住所
 代理者 電話
 氏名

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者)

緑 化 計 画 書 (新設・既設)

下記のとおり、緑化計画書を提出します。

記

施 設	名 称					
	所 在 地	あきる野市				
	施設の種類	1. 事務所 2. 事業所 3. その他 ()				
	管 理 者	所属部署	電話			
緑 化 計 画	敷地面積 m ²	緑地面積	高木 3 m以上	中木 2 m以上	低木 それ以外	合計
	建築面積 m ²	現存緑地 m ²	本	本	本	本
	法定建ぺい率 %	計画緑地 m ²	本	本	本	本
	緑地面積(基準) m ²	緑地合計 m ²	本	本	本	本
	接道部緑化率(基準) %	接道部延長 m	接道部緑化延長 m	接道部緑化率 %	完了予定年月 年 月	

受付処理欄	受付番号・受付年月日	処 理 欄

受付処理欄は、記入しないでください。

あきる野市長 殿

住所
事業者 電話
氏名

住所
代理者 電話
氏名

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者)

緑化完了書(新設・既設)

下記のとおり、緑化完了書を提出します。

記

施設	名称						
	所在地	あきる野市					
	施設の種類	1.事務所 2.事業所 3.その他()					
	管理者	所属部署	電話				
実施した緑化	敷地面積 m ²	緑地面積		高木 3 m以上	中木 2 m以上	低木 2 m未満	合計
	建築面積 m ²	現存緑地 m ²		本	本	本	本
	法定建ぺい率 %	計画緑地 m ²		本	本	本	本
	緑地面積(基準) m ²	緑地合計 m ²		本	本	本	本
	接道部緑化率(基準) %	接道部延長 m	接道部緑化延長 m	接道部緑化率 %	計画書確認番号・年月日 号 年 月 日		

受付処理欄	受付番号・受付年月日	処理欄

受付処理欄は、記入しないでください。

「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」抜粋

(緑化基準の設定)

第5条 市長は、緑化の推進を図るため、緑化に関する基準を定めるものとする。

「あきる野市ふるさとの緑地保全条例施行規則」抜粋

(緑化基準)

第2条 条例第5条に規定する緑化に関する基準において、施設の緑化の基準は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。この場合において、接道部（道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の道をいう。）に沿った敷地等をいう。以下同じ。）の緑化にあつては、別表第2の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値を接道部の長さに乗じて得た長さ以上の接道部について緑化を行うものとする。ただし、通行の便その他の事情により接道部の緑化に支障があると認められる場合は、この限りでない。

2 前項の緑化に当たっては、10平方メートル当たり、通常の成木の樹高が3メートル以上の樹木（植栽時に2メートル以上であること。）1本、通常の成木の樹高が2メートル以上の樹木（植栽時に1.2メートル以上であること。）2本及びそれ以外の樹木（植栽時に0.3メートル以上であること。）3本の割合を基準として植栽するものとする。ただし、緑化する敷地の形状等によりこの割合による植栽等を行うことに支障があると認められる場合は、この限りでない。

別表第1（第2条関係）

敷地の規模	緑化基準
500㎡未満の敷地（国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、250㎡未満）	極力緑化に努めること。
500㎡以上1,000㎡未満の敷地	敷地面積の3%以上の面積の緑化を行うこと。
1,000㎡以上5,000㎡未満の敷地（国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、250㎡以上1,000㎡未満）	次に掲げる式により算出される面積のうち、小さい方の面積の緑化を行うこと。 1 (敷地面積－建築面積) × 0.2 2 {敷地面積－(敷地面積×建ぺい率×0.8)} × 0.2
5,000㎡以上の敷地（国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、1,000㎡以上）	次に掲げる式により算出される面積のうち、小さい方の面積の緑化を行うこと。 1 (敷地面積－建築面積) × 0.25 2 {敷地面積－(敷地面積×建ぺい率×0.8)} × 0.25

備考

- (1) 建ぺい率とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条の規定により定められる建築面積の敷地面積に対する割合をいう。
- (2) 国及び地方公共団体が有する敷地に存する道路、河川及び公園については、現況及び規模に応じた緑化を行うものとする。

別表第2（第2条関係）

敷地面積 施設	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上
	1 工場・店舗事務所	3/10	5/10	6/10	7/10
2 学校・庁舎	6/10	7/10			8/10
3 住宅	6/10		7/10		
4 屋外運動競技施設	7/10			8/10	
5 上記以外の施設	3/10	6/10		7/10	